

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための各種制度の整備等の措置を講ずる政策

規制の区分：新設、改正 拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：資源エネルギー庁 長官官房総務課、省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー課、資源・燃料部政策課、電力・ガス事業部政策課、電力基盤整備課

評価実施時期：令和5年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

＜エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令＞

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)における建築材料に関する規制は、国内において大量に使用され、かつ、熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであって性能の向上を図ることが特に必要なものを対象とし、その製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)に対して熱損失防止性能の向上を求めている(「建材トップランナー制度」)。

これまで、サッシについては4材質(①アルミSG②アルミPG③アルミ樹脂複合④樹脂)を規制対象としており、2020年度におけるシェアはアルミSG：4.7%、アルミPG：20.2%、アルミ樹脂複合：52.7%、樹脂：22.2%に対して、木製は0.2%のシェアとなっている(2012年度におけるシェアはアルミSG：11.86%、アルミPG：47.63%、アルミ樹脂複合：33.87%、樹脂：6.55%、木製：0.1%)が、建材トップランナー制度においては、2020年度には断熱性能の低いアルミSGのシェアが0%となっている状態を目指していた。さらに、2030年度には、アルミSG及びPGのシェアが0%となっている状態を目指しており、熱損失防止性能の優れた木製サッシについても規制対象とし、普及を促さなければ特に家庭部門における熱損失防止性能を大

幅に向上させることは難しく、住宅の冷暖房によるエネルギー消費量の更なる低減が見込めない可能性がある。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

再生可能エネルギーの導入が拡大する中、脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有し、今後の普及拡大が予想される蓄電用の電気工作物の供給力を経済産業大臣が適切に把握できなければ、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。具体的には、電気の需給逼迫時には、電気の安定供給の確保を図るため蓄電用の特定自家用電気工作物設置者に対し、経済産業大臣が電気の供給の勧告を行うことも想定されるため、このような蓄電用の特定自家用電気工作物設置者に関して必要な報告又は資料の提出をさせることができなければ、電気の安定供給の確保に支障を生じる可能性がある。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

レアアースは今後世界中で需要が急拡大することが予想されており、我が国としても安定供給確保が課題となっている中、その調達を、中国をはじめとした特定国に大きく依存しており、鉱物資源の中でも特にサプライチェーンの脆弱性が問題となっている。そのような背景において、地政学リスクに左右されない安定的な供給源である国内のレアアースを適切かつ効率的に開発していくことは国民経済上極めて重要であるにも関わらず、事業者の自主的な申請に基づいて審査する通常の鉱業権の対象としただけでは、必ずしも最も適切に開発を行うことができる者が開発者となり得ない可能性があり、我が国のレアアースの安定供給確保に繋がらないことが懸念される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

[課題及びその原因]

木製サッシは、現行の建材トップランナー制度の対象としていないため、熱損失防止性能が優れているにもかかわらず、製造事業者等にとっては建材トップランナー制度上のインセンティブがないこともあり、2020年度における木製サッシのシェアは0.2%と、普及しているとは言えない状況となっている。

[規制以外の政策手段の内容]

製造事業者等が自ら熱損失防止性能の測定を行うように、当該性能の表示等を実施して普及を図るようガイドラインを策定することがあり得るが、事業者に対して法的な義務を課すものではないため、実効性の確保が困難であり、課題の解決手段として適切でないと判断される。

[規制の内容]

木製サッシを建材トップランナー制度における特定熱損失防止建築材料として普及を促し、サッシ全体の熱損失防止性能の向上を図る。

具体的には、建材トップランナー制度におけるサッシの目標年度において製造事業者等が出荷した木製サッシを含むサッシの熱貫流率が目標基準値以下となることを求める。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

[課題及びその原因]

電源の設備利用率の低下等により事業採算性が悪化した発電所の休廃止が増加するなど、我が国全体で供給力が不足するという課題に直面している。(例えば火力発電所の設備容量は、2022年～2026年の間に1494万kW減少すると見込まれている。) 現行制度では、蓄電用の自家用電気工作物に係る供給力等に関する情報を把握・管理できていないが、こうした課題に対応するため、電気工作物の供給力等に関する情報を経済産業大臣が把握・管理し、必要な供給力確保策を講じる必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

政府がガイドラインを策定し、蓄電用の自家用電気工作物設置者に対し、報告又は資料の提出を行うよう求めることが考えられるが、法的な拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

[規制の内容]

経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項に、蓄電用の自家用電気工作物における放電又は放電による電気の供給に関する事項を追加する。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

[課題及びその原因]

レアアースを適切かつ効率的に開発していくことは国民経済上極めて重要であるにも関わらず、事業者の自主的な申請に基づいて審査する通常の鉱業権の対象としただけでは、権利取得を目的とした者により鉱業権が設定されることで事業が実施されない休眠鉱区が発生する恐れがあるなど、必ずしも最も適切に開発を行うことができる者が開発者となり得ない可能性がある。

[規制以外の政策手段の内容]

政府がレアアース開発に関するガイドラインを策定することなどが考えられるが、法的な拘束力がないため効果が限定的である上、鉱業権の申請が先願制であることには変わりがないため、必ずしも最も開発能力があるものに鉱業権を付与することができない可能性がある。

[規制の内容]

先般の鉱業法改正により鉱業権の付与対象となる適用鉱物にレアアースを追加することと同時に、「鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令」で指定する特定鉱物にも追加することにより、公募によって最も適切な開発主体を国によって選定することを可能とし、事業者の自主的な鉱業権の申請に基づいて審査する通常の鉱物よりも厳格な国による管理を行うことができるようにしする。

【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】

検討の必要な事項なし。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

[遵守費用]

製造事業者等は目標年度までに告示で定める目標基準値の達成が求められる。このため、木製サッシを新たに開発する製造事業者等においては、製品の設計等の対応が必要となるが、目標基準値の達成方法は製造事業者等によって様々であり、木製サッシを新たに開発する製造事業者等の数は現時点で必ずしも明らかでないことから、必要となる投資額について定量的な費用の推計は困難である。また、建築材料の使用者においては、木製サッシを選択しない限り費用は発生せず、製造事業者等と同様の理由で定量的な費用の推計は困難である。

性能の表示義務への対応については、木製サッシについて、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的であり、定量的な推計は困難である。

[行政費用]

熱損失防止建築材料製造事業者等に対して、報告徴収により目標年度における基準値の達成状況についての確認作業を行うため、一定程度の業務が増えることになるが、既に木製以外のサッシは特定熱損失防止建築材料となっており、今回の見直しに係る業務も同一業務の中で報告徴収の対象となる製品が増えるのみであり、今回の見直しに係る業務も同様の業務フローとなるため現行制度の下での対応が可能。追加負担は極めて限定的であり、定量的な推計は困難である。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

[遵守費用]

経済産業大臣から報告又は資料の提出命令があった場合の書類作成等の費用が想定されるが、発電用の特定自家用電気工作物に対する報告又は資料の提出命令は現行法においても規定されているため、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではなく、また、定量的推計は困難である。

[行政費用]

蓄電用の自家用電気工作物における放電又は放電による電気の供給に関する事項に関する報告又は資料の提出命令を実施する場合に、一定程度の業務が発生することになるが、既に発電用の自家用電気工作物における発電又は放電による電気の供給に関する事項は報告又は資料の提出命令の対象となっており、今回の見直しに係る業務も同一業務の中で報告徴収の対象となる事項が増えるのみであり、追加負担は極めて限定的であり、定量的な推計は困難である。

< 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令 >

(1) レアアースの特定鉱物への追加

[遵守費用]

先般の鉱業法改正により、レアアースを鉱業権の付与対象となる適用鉱物に追加することに伴い鉱業権の申請の書類作成等の費用が想定されるが、特定鉱物に追加することによる追加負担は極めて限定的であり、定量的な推計は困難である。

[行政費用]

特定開発者（特定鉱物の鉱業権が付与される者）の公募における、開発者の選定業務等の事務処理費用が想定されるが、現行制度において既に鉱業法の特定鉱物となっているものについても同様の業務を行うところ平成 24 年以降の全体件数としても 4 件であり、想定しているレアアースの賦存地域は特定の地域に絞られることから、現行制度と比較して過大に負担が生じるものではなく、追加負担は極めて限定的であり、定量的な推計は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため該当せず。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

木製サッシを建材トップランナー制度における特定熱損失防止建築材料として普及を促し、サッシ全体の熱損失防止性能の向上が進展することで、第6次エネルギー基本計画に掲げられている目標(2030年度以降新築される住宅について、ZEH水準の省エネルギー性能を確保)の達成に寄与すると考えられる。一般的にZEH水準の住宅の窓には、熱貫流率 $2.3[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下となる必要があるが、建材トップランナー制度における目標基準値は $2.08[W/(m^2 \cdot K)]$ となっており、木製サッシの普及により目標基準値の達成及び第6次エネルギー基本計画に掲げられている目標の達成につながる。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

今後の普及拡大が予想される蓄電用の特定自家用電気工作物に関する情報を適切に把握しておくことで、需給ひっ迫が改善されないと認められる場合に、蓄電用の特定自家用電気工作物に対しても電気を供給するよう適切に勧告を行い、電気の安定供給を確保することにつながる。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

風力発電機器や電動車等の普及に伴いレアアースの需要が増加していく中、レアアースを特定鉱物に追加することにより、国によって最も適切な開発者を選定できるようになることから、レアアースの合理的開発を促すことが可能となる。また、国内における合理的開発が進むことにより、対外依存度の高いレアアースの安定供給確保につながる。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

目標基準値の達成方法は製造事業者等によって様々であり、木製サッシを新たに開発する製造事業者等の数は現時点で必ずしも明らかでないため、木製サッシの普及率は算出困難である。さらに、エネルギー使用量及びコストは、断熱性能だけではなく、エアコンや給湯器の効率等によ

って様々であるため、木製サッシの対象化に限定した便益については、算出は困難である。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

停電が発生することによる社会コストの発生を防止することができることが考えられるが、停電が発生することによる社会コストは、その規模・期間により個別に異なり、あらかじめ見積もることになじまない性質のものであるため、定量的な算出は困難である。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

新たに国内で開発されるレアアースが便益と考えられるが、レアアース価格が日々推移すること、正確な国内の埋蔵量が不明確であることから算出は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため該当せず。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

温室効果ガスの削減に向けた国際的な動き等を踏まえると、今後、相当量の熱損失が生じる住宅の窓（サッシを含む）の熱損失防止性能向上の重要性は一層高まると考えられる。木製サッシを対象化し、開発・普及を促すことで企業の熱損失防止性能向上に関する技術力がより向上すると考えられ、我が国の国際競争力の向上に資することも期待される。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

特段なし。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

特段なし。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

木製サッシの対象化に伴い、製造事業者等や建築材料の使用者、行政機関に追加費用が発生する可能性はあるものの、その程度は限定的であり、エネルギーコスト低減、製造事業者等の競争力の強化への寄与を踏まえれば、便益が費用を上回ると考えられる。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

蓄電用の特定自家用電気工作物を維持し、及び運用する者において経済産業大臣から報告又は資料の提出命令があった場合の書類作成等の費用が想定されるが、その費用は限定的であると考えられ、蓄電用の特定自家用電気工作物に係る情報をしっかりと把握した上で、必要に応じて蓄電用の特定自家用電気工作物を維持し、及び運用する者に対して供給勧告を適切に行うことが電気の安定供給の確保に寄与することを踏まえれば、便益が費用を上回ると考えられる。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

開発者の選定業務等の事務処理費用について追加の負担が発生する可能性があるものの、その程度は限定的であり、国内のレアアースの合理的な開発を促進することによるレアアースの安定供給確保への寄与を踏まえれば、便益が費用を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

[代替案の内容]

代替案としては、建材トップランナー制度に木製サッシのみならず鉄製サッシも加えて一般的に規制を強め、熱損失防止性能の向上を図ることが考えられる。

[費用・効果]

代替案を導入した場合、鉄製のサッシについては、制度制定当初から市場シェアが極めて小さいことに加えて、現在市場に最も多く出荷されているアルミ樹脂複合製のものや、今般新たに対象に含める木製のものよりも断熱性能が一般的に劣るところ、特定熱損失防止建築材料の対象に含めたとしても、以下の経済産業省告示※で定める性能基準を達成することが技術的に困難であるため、十分な便益が望めないことが懸念される。

※サッシの性能に係る経済産業省告示では、開閉形式については区分を設けて目標基準値を定めているが、サッシの材質（アルミ製、木製等）についての区分は設けていない。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は製造事業者等による熱損失防止性能の向上に向けた努力がより確実に見込まれ過剰な内容となっていないため、規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

代替案として、全ての蓄電用の自家用電気工作物を報告又は資料の提出命令の対象とすることが考えられるが、系統に電氣的に接続していない蓄電用の電気工作物に対して電気供給の勧告を行うことは想定されないことから、このような規制手段は不適當であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

(1) レアアースの特定鉱物への追加

[代替案の内容]

レアアース 17 元素のうち合理的開発が真に重要なものに特定鉱物の指定を絞ることやレアアース以外の鉱石を特定鉱物に追加することが考えられる。

[費用・効果]

鉱業法は元素では無く鉱石を対象としていること、自然界では元素単体の鉱床は存在せず一体として産出されること、現時点においてレアアース以外の鉱物は、レアアースと比較してサプライチェーンリスクが相対的に低く民間事業者にとって過剰な規制になってしまう可能性があることから、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループ」において、基準策定に関する基本的考え方（原則）に基づき、建材トップランナー制度におけるサッシの対象製品を含めた審議・取りまとめが行われ、木製サッシの対象化等が妥当とされた。

・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループ サッシ及びガラスに関する取りまとめ

[20220310_1.pdf \(meti.go.jp\)](#)

<電気事業法施行令>

「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会」において、大型の蓄電池と同様に、需給ひっ迫時に供給力を活用できるようにする趣旨から、一定の規模以上の蓄電用の電気工作物を所有する者を特定自家用電気工作物設置者に含め、経済産業大臣への届出を求めることとされた。

・第 43 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力システムの新たな課題について中間取りまとめ」

[043_05_02.pdf \(meti.go.jp\)](#)

<鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令>

令和4年7月の「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 鉱業小委員会」にて、レアアース泥の開発の推進に向けて、必要な制度整備として鉱業法の特定鉱物へレアアースを追加する方針を確定させた。

・委員会資料

[第10回 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 鉱業小委員会 \(METI/経済産業省\)](#)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行後5年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

<エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令>

(1) 建材トップランナー制度の対象拡大

省エネ法に基づく報告徴収等を通じて、製造事業者等が出荷するサッシの出荷量や熱損失防止性能向上に寄与する技術開発の進展の状況や製造事業者等の木製サッシの開発に係る投資額等を把握する。

<電気事業法施行令>

(1) 報告の徴収

報告の徴収を行った件数、蓄電用の特定自家用電気工作物の供給能力の確保状況といった事項を指標として、蓄電用の特定自家用電気工作物設置者等へのヒアリング等を通じて、電気の安定

供給を確保するという目的に照らして過度な規制となっていないか等を検証する。

＜鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令＞

(1) レアアースの特定鉱物への追加

レアアースに関する特定区域の指定・鉱業権や探査許可の件数及びそれらに基づく鉱業及び探査の実態、無許可で行われた採掘、探査の実態等を確認することにより、国内におけるレアアース開発への影響を確認する。